

# 融資に関する検査・監督実務についての研究会 説明資料

平成30年10月29日(月)



一般社団法人

全国信用組合中央協会

# 1. 償却・引当に関する現状認識と課題

- (1) 金融検査マニュアル及び別表の廃止により、償却・引当に関する行政当局の考え方および金融実務で定着している標準的な基準が無くなり、金融機関の対応に混乱を生じさせる恐れがある。
- (2) これまでの償却・引当基準は、過去の貸倒実績率をベースにしており<sup>(注)</sup>、将来の景気変動リスクを織り込めておらず、金融機関の健全性保持の観点から問題ではないか。  
  
(注) 1990年代後半から2000年代前半にかけては、バブル経済の崩壊により企業倒産が多く、貸倒実績率が高かったため、金融機関の健全性強化に役立っていたが、現在の経済状況の下では、企業倒産、貸倒実績率が歴史的に極めて低い水準にあり、今後の景気変動を考慮すれば、むしろ健全性を損ねることになりかねない。
- (3) 現状においては、貸倒引当金戻入益が発生するような状況にあり、将来の引当不足が懸念されるなか、景気変動リスクに備えた引当を行おうとしても、その根拠について監査法人等の納得が得られにくい。

## 2. 償却・引当に関する意見・要望

- (1) 現在の金融検査マニュアル及び別表による償却・引当基準は金融実務に定着しており、これをベース基準とした上で、金融機関の健全性を保持するためには、会計基準の保守主義の原則を踏まえ、将来の景気変動リスクを織り込んだ基準とすることが望ましい。ただし、新たな基準の導入に伴う極端な変動が生じないよう、継続性の原則についても十分に配慮する必要がある。  
(景気変動リスクを織り込む償却・引当の考え方)
  - ・景気変動周期を踏まえた算定期間の設定
  - ・過去の最悪期を含んだ算定期間の設定
  - ・大口与信先に対する割増引当 など
- (2) 一方で、会計基準に一定の柔軟性を持たせる場合、監査法人等の裁量の余地が大きくなり、金融機関毎に異なる基準、対応となりかねず、金融機関間の相互比較が困難となる。したがって、償却・引当の妥当性を判断する比較可能性ないし客観性を確保することが不可欠である。
- (3) 償却・引当の標準的な基準を検討するにあたっては、少なくとも、金融機関の健全性保持の考え方と企業会計基準委員会における会計基準の考え方、ならびに監査の実務指針の考え方との間の整合性を図ることが不可欠と考える。そのうえで、金融実務における事務負担の問題についても検討すべきと考える。